

人材育成・流通促進委員会 合同セミナー

QRコードをお持ちください。  
 (業者講習会時使用のもの)



# 売買・賃貸における 重要事項(宅建業法47条1号)の調査ポイント 開催のご案内

北九州支部主催により、売買・賃貸における「重要事項(宅建業法47条1号)の調査ポイント」をテーマとするセミナーを開催する運びとなりました。

2020年4月1日の民法改正施行日を目前に、今一番注目されているこのテーマ。

不動産鑑定士を講師に迎え、建物状況調査の知っておくべき注意点等、専門的な話もわかりやすくご説明いたします。この機会をお見逃しなく。

※前回、『民法改正セミナー』を2会場で開催したところ、大変多くのご応募をいただきました。  
 今回も多数の応募が見込まれます。お早目のお申込をお勧めいたします。

■ 開催日時 令和 2年 2月 17日 (月)

13:30 ~ 16:35

参加費無料!

■ 会 場 アジア太平洋インポートマート AIM3階 314・315 会議室  
 (西日本総合展示場 新館隣接)

住所: 小倉北区浅野 3-8-1 TEL: 093-551-8828

■ 定 員 120名 ※先着順 一般参加可

1社2名まで  
 ご参加可能!

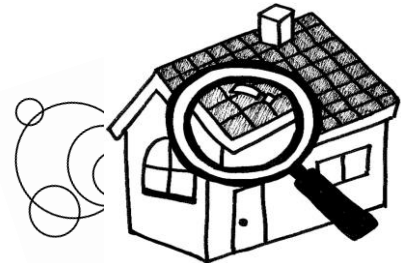
■ 締 切 令和 2年 1月 30日 (木) ※定員に達し次第締切

■ 講 師・株式会社ときそう  
 不動産鑑定士 吉野 荘平 氏

■ 講義内容

1. 宅建業法47条1号について
2. 相手方の契約目的に適合しない事項
3. 社会通念上「瑕疵」と呼ばれる事項 他

建物状況調査施行後の状況、ハザードマップの調査と留意点について等解説  
 (※講義内容は一部変更になる場合があります)



■ 構 成 (予定)

13:30 ~ 14:15 ふれんず B to B の説明

14:25 ~ 16:35 吉野先生によるセミナー (途中10分程度の休憩を挟みます)

質疑応答あり!

※会場に駐車場はありません。近隣の有料駐車場、もしくは公共交通機関をご利用ください。

----- 《申込書》 売買・賃貸における『重要事項(宅建業法47条1項)の調査ポイント』 -----

商号		TEL		FAX	
地区		氏名		氏名	

申込先 ⇒ FAX: 093-583-8301 メール: info@takken-navi.com

TEL: 583-8300